

戦国末期における美濃地域本願寺教団の展開

—「美濃惣坊主衆支配定書」を中心に—

老
泉

量

はじめに

本論の目的は、天正年間後期に本願寺が美濃門徒の再編を意識して出したと思われる文書について分析し、本願寺による地域教団再編の意義について考察することである。

天正八年（一五八〇）、それまで十一年にわたって織田信長と戦い続けていた本願寺がついに屈服し、大坂の地は信長へと明け渡される。この石山合戦における本願寺の事実上の敗北は、一向一揆の壊滅として注目され、様々な議論が提示されてきた。

近年では石山合戦の終結を即一向一揆の解体と見ることはなくなってきたが、一方で本願寺教団がこれによって多くの変化を迫られた点は無視できない。本願寺は信長に屈服後、紀州雑賀の鷺森御坊に移り、その後秀吉の指示で和泉貝塚、大坂天満、京都六条へと移転を繰り返す。天正年間後期は、本願寺にとって統一政権のもとで再出発を図る重要な時期である。しかし、この時期の本願寺の動向を直接分析できる史料は限られており、地域に残された痕跡からのアプローチが必要とされている。

本論で注目するのが、本願寺が天正年間後期に再掌握を図ろうとした動きが見出せる美濃である。美濃は信長の膝元として知られる地域だが、平野部を中心に本願寺門徒が多く活動する地域でもある。この美濃では門徒集団の存在を示す史料が、天文期から天正後期にかけて数点残存しており、その推移を見ることが地域教団の変遷を辿ることが可能である。これまで美濃の真宗史を巡っては、一向一揆に関する論考がいくつかある⁽²⁾ほか、近世以降については細

川道夫氏の一連の研究から、とくに大垣藩を中心とする東本願寺教団の動向が明らかにされてきた。⁽³⁾ また、近年には金龍静氏や安藤弥氏によって、戦国期における美濃の教団の地域傾向が注目されるようになってきた。⁽⁴⁾

しかし、戦国期の研究の多くが石山合戦終結までの叙述となっており、細川氏の関心も多くは江戸期以降に集中する。そのため、合戦終結が美濃の門徒に及ぼした影響、及び合戦以降美濃の教団がどのように近世の教団へと推移していくのかといった課題は残されたままといえる。これは単に美濃だけの問題ではなく、多くの地域真宗史の抱える課題でもある。ゆえに、この時期の美濃の本願寺教団について分析することは、単に一地域史上の問題に留まらない、本願寺の中近世移行期を分析するための重要な一視角となりうると考える。

第一章 戦国期における美濃地域本願寺教団の編成関係文書

まずは、本論で取り扱う美濃の本願寺勢力について簡単に確認しておきたい。美濃は岐阜県の南半分にあたる地域で、大きくは、県南東部の土岐川流域及び盆地からなる東濃地域、飛驒・越前山間部とつながる郡上地域、長良川流域からなる県中央部の中濃地域、揖斐川流域を中心とする平野部の西濃地域とに分けられる。⁽⁵⁾ このうち、本願寺門徒は郡上・西濃・中濃地域に集住し、東濃にはほとんど進出しなかった。戦国期の郡上地域は越前・飛驒と接していることから、それらの地域の門徒の影響が強く、一方で西濃・中濃地域は河川を通じて尾張・伊勢との関係が強い。このような地理的状況であるがゆえに、美濃一国を単位とした本願寺門徒の結集はなかなか実現しなかった。金龍氏は美濃の教団形成を分析し、独立的な立場の多数の本寺級寺院の存在と一門寺院の不在による、分散的な結集状況を指

摘し、一方で蓮如・実如期には分散的に活動していた門徒衆も、本願寺からの諸役負担を通して次第に一国規模での結集を果たしていくことに注目する。⁽⁶⁾

次に、地域教団編成について考察する上で基礎史料となる天文年間から天正年間にかけての史料を提示する。これらの史料は前述の金龍氏の研究や『増補改訂本願寺史』の中でも取り上げられ、末寺・門徒による地域的結集の具体例として取り上げられるなど、すでに何度も注目されている。⁽⁷⁾しかし、これらの文書が示す具体的な美濃における教団構造についての議論は十分とはいえず、なかでも本願寺の強い意図を想定しうる「美濃惣坊主衆支配定書」については、文書の作成背景をはじめ、いくつかの検討すべき問題点がある。

まずはそれぞれの史料の基本的性格について確認しておく。【表一】は、次の【史料一～四】に登場する寺院の所在地を地域ごとに整理し一覧にしたものである。

【史料一】「霜月御非時錢書上」

- | | | | | | | | |
|--------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|----------|
| みの三ヶ寺 | 一 | 八百文 | 性顕寺、一 | 八百文 | 安養寺、一 | 八百文 | 西願寺、 |
| みの七ヶ寺 | 一 | 五百文 | 西円寺、一 | 五百文 | 等覚坊、一 | 五百文 | この 専精寺、一 |
| 五百文 | 永徳寺、一 | 五百文 | 長久寺、一 | 五百文 | 西順寺、 | | |
| 一 | 五百文 | 永寿寺外七ヶ所、一 | 五百文 | 称名寺外、一 | 五百文 | なかそね十ヶ所、一 | 五百文 |
| 所、一 | 三百文 | 聚楽寺、一 | 三百文 | 宝光寺、一 | 三百文 | 延長寺、一 | 三百文 |
| また空了、一 | 三百文 | 教徳寺、一 | 貳百文 | くろの香焼寺、一 | 貳百文 | たるい専精寺、一 | 百七拾五文 |
| 同所覚円、一 | 百七拾五文 | 同所覚西、一 | 貳百文 | せきかはら下屋、一 | 百文 | さ | |

いくん島 命念寺、一 百五拾文 たかや 願正、一 百五拾文 和田下、一 貳百文 石上、一 百文 わか
 もり 今藤々、一 百五拾文 かなや願念、一 百五拾文 かなや 又右衛門、一 五拾文 くりはら三郎右衛
 門、一 百文 藤江道宗、一 貳百文 むすぶ尊教、一 五百文 東大寺十ヶ所、一 三百文 かはら了西、一
 百文 まき渡辺、一 百文 志津了願、一 百五拾文 平井、一 貳百文 林三郎右衛門入道、一 三百文 き
 そ明春、中川了末魯、一 百文 荒川了専、一 百文 時、一 百文 多良、一 百七拾五文 たるい教実、一
 貳百文 まきた西春、一 貳百文 ミつこし了順⁽⁸⁾

【史料二】「美濃御末寺年行事御用留」

一、天文拾八年等覚坊年行事

一、天文拾九年このの年行事

時五月廿八日御百錢すみ

同十九年

高願九貫八百八十七文九月二日御願入候

六貫八百文 九月朔日渡すみ

弘治三年十一月十一日に窪田又五郎口助兩人取にひち時
渡し申候則兩人請取有之すみ

三貫八十七文

同拾九年

高願八貫四百文霜月廿六日ひじせん入用

此内渡すみ

三 貫 文 十一月廿六日朝
栗田弥三郎使にて渡すみ

三 貫 二 百 文 十二月十八日国坊主衆さんきの時可参
渡御中居にて直に〇〇取使にて右使なり

八 百 文 安養寺より直に渡すみ

河那部対馬殿より取
に人御下のの時 壹貫四百文 永禄三年十月七日
小林方と助兵衛方に渡すみ

一、同 廿年 永徳寺年行事にて

一、同 廿一年 西願寺

一、同 廿二年 西円寺

一、同 廿三年 小野専勝寺

一、同 廿四年 神崇寺

一、弘治二年 香焼寺

一、同 三年 宝光寺

一、同 四年 小弾正六ヶ所年

一、永禄二年 康安寺

一、同 三年 芝原賢正

一、同 四年 たかや性清

一、同 五年 かさぬい賢専

一、同 六年せきか原下屋了順

一、同 七年 光吉了順 すのまた空○代祐意

一、同 八年 樽井願西 教明願西 たら願西の浄願

一、同 九年 しづの了通

一、同 十年 赤坂乗専坊⁽⁹⁾

【史料三】「美濃国末寺之下数留書」

性顕寺下 五十七ヶ所、専勝寺下 十七ヶ所、永徳寺下 六ヶ所、仏照寺下 九ヶ所、等覚坊下 拾八ヶ所、長久寺下 七ヶ所、正明寺下 三ヶ所、福正寺下 五ヶ所、西円寺下 七ヶ所、聚楽寺下 五ヶ所、宝光寺下 六ヶ所、万福寺下西方分 十一ヶ所、康安寺下 三ヶ所、浄明寺下 五ヶ所、西法寺下 四ヶ所、安養寺下 三ヶ所、大ハシノ下 六ヶ所、報土寺下ミノ分 五ヶ所、永寿寺 四ヶ所、本行寺殿下 二ヶ所、イマヨウシトノ下 七ヶ所、ノテラトノ下 十ヶ所、聖徳寺下 五ヶ所、光明寺下 七ヶ所、ハントウドノ下 三ヶ所、西願寺下 十六ヶ所⁽¹⁰⁾

【史料四】「美濃惣坊主衆支配定書写」

美濃惣坊主衆支配之定

シマ 西円寺 上、スエモリ 性顕寺 上、フナハシ 願誓寺 上、川之方 上、尾州方ナルト 報土寺 中、尾州スノマタ 万福寺 上、林 等覚坊 上、コノ 専勝寺 上、ワキダ 西願寺 上、郡上 安養寺 上、ヨイ 永徳寺 上、ホウライ 仏照寺 中、イツミ 長久寺 下、カロトノ 浄土寺 中、中ゾネ 十ヶ所 中、

ギフ 上宮寺 下、スノマタ 空了 下、タカヤ 正誓 下、サイグシマ 受念寺 下、トキ 明覚 中下、タ
 ラ 直参衆 中下、シツヨシ 了願 下、カサヌイ 堅専 下、カナヤ 願心 下、宮内卿 下、左京 下、ハ
 ヤシ 永寿寺 下、浄念 下、渡辺 下、ムスブ 尊教 下、カワラ^{アイハシ} 教春 下、本行寺殿下 二ヶ所 下、タ
 ウダイジ 十ヶ所 中、九郷 七ヶ所 中、イマヨノジ殿 七ヶ所 中、カギヤ 心光坊 中、シバワラキタガ
 タ 西願寺 中、ノグチ 聚楽寺 中下、ヲサ 宝光寺 中下、リヨウケ 康安寺 中下、コクブ 延長寺 中
 下、クロノ 番勝寺 中下、野寺方 十ヶ所 中下、ツヤ 了通 下、カイテン 教徳寺 中下、聖徳寺下 五
 ケ所 中、光明寺下 七ヶ所 中、聞名寺方 下、理慶 下、正明寺 下、イビイケダ 三ヶ所 下、福正寺 下、
 イケタ 五ヶ所、タルイ 明乗 下、タルイ 専勝寺 中下、セキカハラ 下屋 中下

少進法印

「九月廿一日

刑部卿法眼⁽¹⁾

【史料一】は、本願寺の最も重要な行事である報恩講における各門徒の費用負担額を示す。無年記のため正確な成
 立年代は分からない。しかし、登場する「称名寺」を津布良称名寺（現在は滋賀県長浜市）とするならば、称名寺が
 美濃から近江へ本尊の移転を完了させるのが永禄元年（一五五八）とされることから、それより以前のものと推測で
 きる。また、『天文日記』では確認できない寺院が多く含まれており、その記載年次の下限である天文二十三年（一
 五五四）以降と思われる。【表一】で示すように、登場する寺院・集団の大部分は大垣市域周辺で、すでに本願寺教
 団の進出が顕著であった岐阜市域近辺の坊主・門徒はほぼ見いだせない。また、五十にも及ぶ直参単位の負担額を本
 願寺側が設定したとは考えにくく、これは在地側で作成した控えの文書であったと思われる。

【表一】美濃地域、教団編成関係史料一覧

旧郡名	現在地名	【史料一】	【史料二】	【史料三】	【史料四】	
安八郡	海津市	西願寺	西願寺	西願寺下16	ワキダ西願寺	
	大垣市	西円寺	西円寺	西円寺下7	シマ西円寺	
	大垣市	等覚坊	等覚坊	等覚坊下18	林等覚坊	
	大垣市	この専精寺	この／小野 専勝寺	専勝寺下17	コノ専勝寺	
	大垣市	康安寺	康安寺	康安寺下3	リヨウケ康安寺	
	大垣市	なかそね10			中ゾネ10	
	大垣市	延長寺			コクブ延長寺	
	大垣市	聚楽寺		聚楽寺下5	ノグチ聚楽寺	
	大垣市	東大寺10			タウダイジ10	
	大垣市	わかもり 今 藤々				
	大垣市	藤江道宗				
	大垣市	林三郎右衛 門入道				
	大垣市	中川了末魯				
	大垣市	荒川了専				
	大垣市	まきた西春				
	大垣市		かさぬい賢 専		カサヌイ堅専	
	大垣市		赤坂乗専坊			
	神戸町	永徳寺	永徳寺	永徳寺下6	ヨコイ永徳寺	
	神戸町	性顕寺		性顕寺下57	スヘモリ性顕寺	
	神戸町	長久寺		長久寺下7	イツミ長久寺	
	安八町	むすぶ尊教			ムスブ尊教	
	安八町	まき渡辺			渡辺	
	安八町			正明寺下3	正明寺	
	大垣市	永寿寺外7 (瑞穂市)		永寿寺4	ハヤシ永寿寺 (大垣市)	
	大垣市墨俣	すのまた空了	すのまた空 □代祐意		スノマタ空了	
	大垣市墨俣		(羽島市)	万福寺下西方 分11	尾州スノマタ万福寺 (大垣市)	
	不破郡	垂井町	宝光寺	宝光寺	宝光寺下6	ラサ宝光寺
		垂井町	たるい専精寺			タルイ専勝寺
		垂井町	教明	教明		
		垂井町	覚円			
垂井町		願西	樽井 願西			
垂井町		くりはら三 郎右衛門				
垂井町		たるい教実				
垂井町					タルイ明乗	
関ヶ原町		せきかはら 下屋	せきか原下 屋了順		セキカハラ下屋	
大野郡		揖斐川町	仏照寺		仏照寺下9	ホウライ仏照寺
	揖斐川町	くろの香焼 寺	香焼寺		クロノ番勝寺	
	揖斐川町	さいくん島 命念寺			サイグシマ受念寺	
	揖斐川町				九郷7	
池田郡	池田町				イビイケダ3	
	池田町				イケタ5	
本巢郡	北方町	西順寺			シバワラキタガタ西順寺	
	北方町	たかや願正				
	北方町		芝原賢正			

69 戦国末期における美濃地域本願寺教団の展開

本巢郡	本巢市		小弾正 6		
	岐阜市	教徳寺			カイテン教徳寺
多芸郡	養老町	かなや願念			カナヤ願心
	養老町	かなや又右衛門			
	養老町			福正寺下 5	福正寺
石津郡	大垣市上石津カ	和田下			
	大垣市上石津カ	平井			
	大垣市上石津	時		大ハシノ下 6	トキ明覚
	大垣市上石津	多良	たらの浄願		タラ直参衆
	海津市	志津了願	しづの了通		
	海津市				ツヤ了通
郡上郡	郡上市	安養寺		安養寺下 3	郡上安養寺
厚見郡	岐阜市				ギフ上宮寺
	岐阜市	(三重県)			カロトノ浄土寺(岐阜市)
	岐阜市	(羽島市)			フナハシ願誓寺(岐阜市)
尾張国 中島郡	海津市			報土寺ノ下ミ ノ分 5	尾州方ナルト報土寺
	羽島市			西法寺下 4	
厚見郡・ 尾張国葉 栗郡・ 中島郡	羽島市・岐阜 市・愛知県稲沢 市・一宮市など				川之方
尾張国 丹羽郡	愛知県犬山市				カギヤ心光坊
滋賀県	滋賀県	称名寺外 (大垣市)			
他国末寺	愛知県名古屋市	(愛知県一宮市)		聖徳寺下 5	聖徳寺下 5
	愛知県常滑市			光明寺下 7	光明寺下 7
	愛知県岡崎市			ノテラトノ下 10	野寺方10
	愛知県岡崎市			浄明寺下 5	
	富山県				聞名寺方
	滋賀県			本行寺衆下 2	本行寺殿下 2
	東京都			ハントウドノ 下 3	
京都府			イマヨウシト ノ下 7	イマヨノジ殿 7	
不明	不明	ミツこし了順	光吉了順		シツヨシ了願
		かはら了西			カワラ教春
					(イシハシ教春)
		小大源 6			
		石上			
		きそ明春			
			神崇寺		
					理慶
					宮内卿
					左京
			浄念		

- ・表中の旧郡名は、近世以前における郡名を示す。表中の現在地名は、各史料に登場する地名や寺院の登場段階における地点を、現在地名で示したものである。寺院のうち、複数回登場し、史料に記載された地点が現所在地と大きく異なることが判明するものに関しては、各項目のなかに()つきで、その当時の所在地を示している。但し、現在の市町村区域を出ない移転については、今回は省略した。
- ・【史料一】ミツこし了順、【史料二】光吉了順、【史料四】シツヨシ了願は同一地域の人物と推測したが、いずれも県内の現在地名からは確認できない。
- ・表中の「川之方」は河野門徒、愛知県岡崎市の「野寺方」は本証寺、東京都の「ハントウドノ」は報恩寺、京都府の「イマヨノジ殿」は常楽寺を示す。

【史料二】は本願寺の定例行事である齋の頭人役の担当寺院を示す。本願寺における齋とは、仏事の際の共同飲食の場のことを示す。なかでも歴代住持の命日を機縁とする齋は、特定の地域教団によってその費用負担がなされていた。⁽¹³⁾ 『天文日記』を読むと、毎年五月二十八日と九月二日が美濃坊主衆に割り振られていたことが分かる。この書上が作成された年代は不明であるが、天文十八年から永禄十年にかけての記録として注目される。『天文日記』と合致する箇所もあることから、⁽¹⁴⁾十分に信頼できる内容といえる。また、『天文日記』だけでは分からない、年ごとの担当寺院や費用調達の諸手続きまで記されている点は貴重といえる。なお、登場する坊主・門徒の地域はほぼ大垣一帯で、こちらにもまた岐阜近辺は除外されている。内容から、在地で作成された記録と思われる。

【史料三】は美濃国内に存在する直参寺院の末寺と、周辺国有力寺院の美濃国内に存在する末寺の数を記録した下書きだと思われる。【史料四】と一部の末寺数が合致するため、ほぼ同時期の作成と思われる。史料自体は無年記だが、『新修大垣市史』では「天正十二年孫末寺院員数調」という表紙情報を採録している。⁽¹⁵⁾ そのため、本願寺に提出するために作成されたことが分かる。この表紙情報は、次の【史料四】の成立と比較しても大きな矛盾は生まれないため妥当と考えたい。こちらにも岐阜地域の寺院の情報はない。また郡上安養寺の末寺数は実態以上に少ない点が指摘されており、⁽¹⁶⁾郡上山間部の末寺は計上せず、平野部のみを展開した末寺のみを算出していた可能性が高い。

【史料四】は、本願寺坊官の刑部卿法眼下間頼廉と少進法印下間仲之の署名がある文書で、美濃の末寺の序列を明記する。しかし、現在西円寺・専勝寺に残された同文書に花押は据えられておらず、写しの形でしか伝わっていない。そのため、偽文書の可能性も考える必要があるが、こういった広範囲にわたる門徒集団の格付けが地方の一寺院に可能であったとは考えにくく、本願寺が在地の支配関係を整理しながら提示した文書と考えたほうが妥当と思われる。

発給年次は署名者である頼廉と仲之の官途から、天正十年（一五八二）以降十三年以前と判断できる。¹⁷⁾ また、【史料三】に記された末寺数と合致する箇所がいくつも見られることから、【史料三】の調査報告を受けて、本願寺が美濃の坊主衆へ提示した文書と考えられる。よって【史料三】を踏まえることで、十二年または十三年と時期を絞ることができるだろう。ここには、それまでほとんど登場しなかった岐阜周辺の寺院が複数含まれている。そのため金龍氏は、一国規模での結集を示唆する文書として注目しており、筆者もこの点に賛同する。

美濃地域に残存する教団編成関係文書四点をおよそ年代順に整理すると以上の通りとなる。これらは厳密にはそれぞれ性格の違う史料であり、慎重にその性格を検討する必要のある文書も含まれる。しかし、いずれにおいても諸寺院を列挙するにあたって、一定の地域的な偏りが生じている点に注目したい。【史料一～四】に共通して登場するのが西円寺、性顕寺、専勝寺など現在の犬垣市を中心とする地域の寺院であるのに対し、【史料四】にのみ、岐阜市近辺の寺院が複数登場する。美濃国全体における本願寺門徒の分布について考えた場合、大垣だけでなく岐阜や郡上といった地域での展開は無視できない。¹⁸⁾ この点を考慮すれば、【史料一～三】で岐阜一帯の門徒がほとんど登場しないのは、意図的に排除されていたためと考えられる。【史料一～三】と【史料四】の大きな違いは作成主体にある。前者が在地主導で作成されたと思われる文書であるのに対し、後者は本願寺を中心に作成された可能性が高い文書である。すなわち【史料四】は、これまでの在地主導の結果とは異なる結果を、本願寺側が提示したものといえるだろう。これは、石山合戦を経た本願寺が、それまでとは異なる地域教団統制を試みた可能性を示す事例といえよう。しかし、なぜこの時期に、なんのために発給されたのかは分かっていない。

そこで本論では、もともと在地に見られる地域教団の存在と、それを再編していこうとする本願寺の意図について

考察し、「美濃惣坊主衆支配定書」発給の意義について明らかにしたい。以下、第二章では、【史料一・二】を中心に、天正年間以前の地域教団編成について確認し、第三章では、【史料四】の示す地域教団の再編がそれまでの教団編成と具体的にどう異なるのか明確にする。第四章では、本願寺がそういった再編を志向しなければならなかった要因について、在地側の条件と本願寺の意図の二面から分析する。これらの考察を通して、天正年間後期に本願寺がどういった教団像を描いていたのか、展望を付したい。

なお、【史料一〜四】を通して郡上以北の寺院は安養寺しか登場しない。郡上には、飛驒照蓮寺の門徒をはじめ、最勝寺という有力寺院が天文年間には確認できる。しかし、【史料四】にはそれらの門徒や寺院は登場しない。ここから、教団再編の核となるのは濃尾の平野部の門徒であると考えられる。そのため本論では郡上地域については最低限の言及にとどめ、平野部を中心とした分析を行う。

第二章 天文年間における美濃地域本願寺教団の編成

天文元年（一五三二）、畿内の政争に介入し、山科本願寺を失った証如は大坂御坊へ逃げ込む。結果大坂御坊は次第に本願寺として、規模・機能の面で整備されていく。天文年間の本願寺は直接政治勢力と争うことが少なく、対外的には協調的な姿勢を堅持する。そのため、対外関係が安定し、重要な教団制度が次々と整えられ、地域教団もそのなかで多くの役割を担うことが注目される。²⁰⁾筆者も別稿の中で天文年間の美濃地域の本願寺教団について分析し、平野部において大きく西美濃教団と尾張系教団の二種類の地域教団が編成されていることについて論じた。²¹⁾この章では

天正期の地域教団編成の前提として、美濃地域平野部に展開した二つの教団について確認したい。なお、西美濃と尾張系という分類方法についてだが、ここでいう西美濃とは大垣を中心とする主に美濃国内の坊主衆である。⁽²⁾ それに対し、尾張系は尾張国内から濃尾の境である木曾川・長良川流域や岐阜地域も含む。そのため、「尾張」教団ではなく、「尾張系」教団と表現している。

【史料一・二】に見られるように、天文年間にはすでに大垣を中心とする地域教団体制がつくられていた可能性が高い。このことは『天文日記』に登場する卅日番衆の記事を分析することで確認できる。卅日番衆とは、諸国の門徒が担当する本願寺の御堂警護役を示す。地方門徒の番衆上山は山科本願寺時代から確認されるが、制度として確立されるのは天文年間とされる。なかでも、金龍氏は番衆の上山に一定の法則が見られることに注目し、加賀における非常に緻密な周期性を明らかにし、その緻密性の背景に在地坊主の強い意志が見られることを明らかにした。⁽³⁾

全国において金龍氏の指摘する加賀と同レベルの緻密性を確認することはできないが、地域ごとに一定の法則性は見出せる。そこで、西美濃の坊主衆による上山記事のうち順序性の確認できるものを一覧にしたのが次の【表二】である。【表二】に登場する寺院は、天文年間における西美濃の番衆役の中心を担った寺院であり、それらは【史料一・二】に登場する寺院とも重複する。【表二】で示すのが、仏照寺、専精寺、安養寺、宝光寺、専勝寺、永寿寺、西円寺、性顕寺、西願寺である。安養寺は途中で郡上に移転することもあり、三順目以降はそれまでの順序の枠から外れるが、それ以外の寺院を軸におよそ天文十八年ごろまで、基本的な順序は維持されていたことが確認できる。こうした順序性を維持できた背景には、大垣一帯の寺院集団に一定の規律が存在し、組織的にこれを担うことのできる地域教団体制が存在していたためといえる。西美濃教団は西円寺と性顕寺を中核としていたが、⁽⁴⁾ 両寺院と同規模の

【表二】西美濃教団内の主要寺院による番衆上山一覧

	①蓬萊 仏照寺	②垂井 専精寺	③表佐 宝光寺	④郡上 安養寺	⑤小野 専勝寺	⑥古橋 永寿寺	⑦草道島 西円寺	⑧末森 性顕寺	⑨脇田江 西願寺
天文 6年	4, 4	6, 18	11, 8	12, 6					
7					1, 9	2, 5	5, 8	9, 13	11, 6
8	1, 22	2, 9	5, 19	6, 6	⑥、21	7, 25	10, 9		
9	5, 16	8, 3	12, 18					1, 17	2, 23
10					2, 22	3, 22	10, 5		
11	11, 5							7, 8	9, 8
12		2, 18	3, 17		7, 19	10, 24			
13							11, 15		
14	10月	8月	9月		10月×	12月×		1月	4月
15					4, 23	8, 17	9, 23	11, 10	
16	8, 12	7, 19	⑦、11		9, 18				5, 16
17						5月× 8, 7	6, 8	8, 10	
18		4, 13							1, 18
19								5, 21	
20									
21		5, 8						4, 7	
22	5, 26					①、16		9, 22	
23		5, 10				6, 24			

- ・『天文日記』（『大系真宗史料』法蔵館）及び「本願寺番衆差定」（番衆差定条『本願寺史料研究所報 第3号』1991年）を参考に筆者作成。但し、19年6月～12月、20年7月、8月については欠本のため補えていない。表中×は末寺側が延引を希望した事例を示す。なお『天文日記』と「本願寺番衆差定」で異なる記述が見られる場合、『天文日記』の記述を優先している。
- ・安養寺は天文6年まで「大樽安養寺」と記され、天文8年登場時は「郡上安養寺」と記されている。
- ・専勝寺は天文15年まで「古橋専勝寺」と記され、天文16年登場時は「コノ専勝寺」と記されている。

有力寺院が複数存在していた点には注意が必要である。

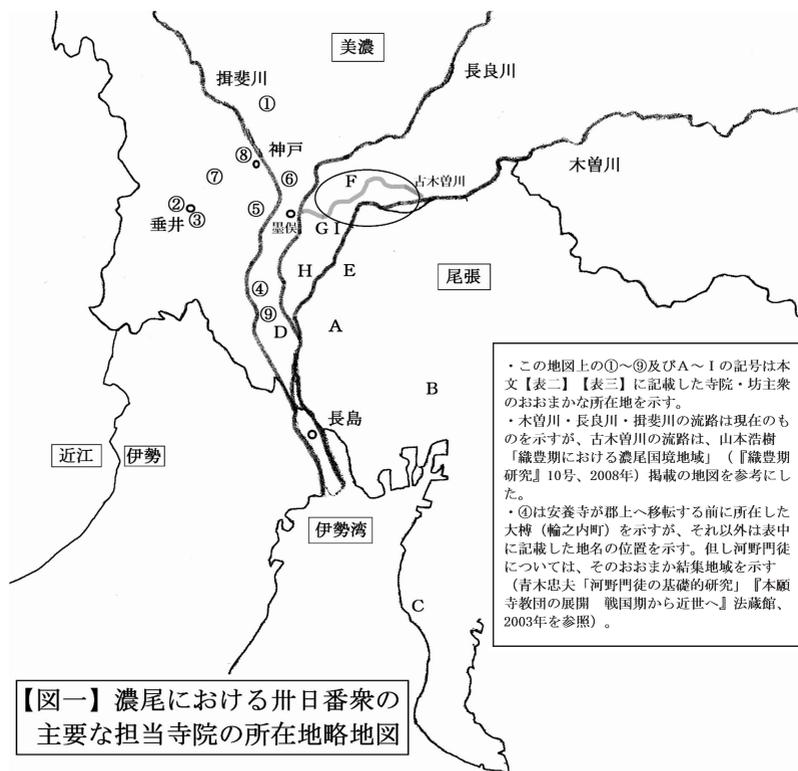
それに対し、尾張系の上山周期を一覧にしたのが【表三】である。こちらも尾張国の寺院を全て列挙したものではなく、とくに番衆の記事が多いものを中心に整理した。ここで挙げたのが、正琳寺（愛知県稲沢市）、円通寺（現珉光院、名古屋市中区）、光明寺（愛知県常滑市）、報土寺（海津市）、聖徳寺（名古屋市中区）、河野門徒（岐阜市・羽島市・愛知県稲沢市など）、西方寺（羽島市）、満福寺（大垣市）、願誓寺（岐阜市）である。西美濃と比べた場合やや安定性を欠くものの、天文十四年ごろまでおおまかな順序は維持されていたことが確認できる。注目したいのが河野門徒の位置づけである。河野門徒とは、当時の美濃と尾張の国境であった古木曾川を中心に、両国にまたがって活動する直参の門徒集

【表三】尾張系教団における主要な番衆上山一覽

	A 野田 正琳寺	B 萱津 円通寺	C 小林 光明寺	D 成戸 報土寺	E 富田 聖徳寺	F 河野 門徒	G 寺田 西方寺	H 舟橋 願誓寺	I 足近 満福寺
天文 6年	3, 27	5, 12	6, 17	7, 21	9, 7	11, 8			
7	12, 29								11, 8
8		2, 24		3, 13	4, 8	6, 11	10, 19	11, 4	
9	7, 20	8, 5	9, 5		11, 8				4, 21
10						1, 18	6, 25		
11								2, 24	7, 24
12		2, 15		3, 21	5, 23	4, 21	9, 22		
13	⑩, 23	12, 29						3, 17	6, 9
14				3月	4月		8月×		
15							6, 22	1, 17	4, 17
16			1, 21	2, 17		4, 26		10, 16	
17		9, 17	10	11	12, 15				5, 14
18						2, 21		11, 6	11, 12
19							3		
20			5, 14					6, 12	
21				6, 5	7, 6	3, 27			
22			10, 24						
23									

・『天文日記』（『真宗史料集成第三巻』同朋舎、1979年）及び「本願寺番衆差定」（番衆差定条『本願寺史料研究所報 第3号』1991年）を参考に筆者作成。左の数字は天文年間の年号を示し、各項目は月日を示す。表中×は末寺側の希望によって延引された事例を示す。なお『天文日記』と「本願寺番衆差定」で異なる記述が見られる場合、『天文日記』の記述を優先している。

団である。尾張九門徒が蓮如から直参と認められた後、美濃九門徒が新たに参入したため、河野十八門徒とも呼ばれる⁽⁹⁾。このうち尾張九門徒は、尾張国葉栗郡や中島郡を中心に活動していたのに対し、美濃九門徒は美濃国厚見郡や各務郡に展開していた。しかし【表三】のように、河野門徒は国別で切り分けられることなく、ひとつの集団として本願寺からの諸役を担っていた⁽¹⁰⁾。河野門徒は一見すると、西美濃の教団の一員として位置づけ可能に思える。しかし、【表二】と【表三】を見比べると気づくのだが、河野の担当月と西美濃の番衆当番の担当月はたびたび重複している。本来同一集団内で順序性が保たれている場合、このようなことはおこりえない。【表三】で整理したように、河野門徒は尾張の集団との連携が注視され、尾張の諸寺院と地域的結合を果たしていた可能性が高いのである。ところで、尾張系教団の具体的な存在形態については他の史料から直接確



【図一】濃尾における卅日番衆の主要な担当寺院の所在地略地図

かめることは難しく、どの寺院が中核となつて教団を運営したのか、あるいはどこまでが尾張系教団の影響地域なのかなどは不明瞭である。ひとまず今後の研究課題としておきたい。なお、これら主要寺院の天文年間におけるおよその所在地を示したのが次の【図一】となる。

以上、【史料一・二】に見られた地域的結集は、『天文日記』からも確認できた。そして、『天文日記』に見られる番衆の周期性を分析したところ、河野門徒は尾張の諸寺院と連動していることが分かった。そのため、河野門徒の影響力が強い美濃国内の厚見郡一帯は勿論ながら、尾張の有力寺院の末寺が多く展開する木曾川・長良川流域も、尾張系教団としてまとまっていた可能性が高い。だからこそ、【史料一・二】

の結集には含まれなかったのである。この両教団に境界線を設定するならば、河野門徒の多い岐阜地域と、西美濃教団に合流している事例がいくつも確認できる本巢郡との間に流れる長良川とするのが適当だろう。⁽²⁰⁾ 但し、厳密な境界線とまでは言えず、長良川流域上の門徒の所屬は流動的である点は留意しておく必要がある。

第三章 天正年間における地域教団再編

前章では、【史料四】発給の前提となる地域教団の様相について確認した。戦国期の美濃国には、西美濃教団と尾張系教団とが混在していたのである。それに対し、【史料四】では「美濃惣坊主衆支配之定」と題し、西美濃の坊主と尾張系の坊主の一部を合流させた新たな地域的枠組みが提示されている。

特徴的なのが、わざわざ「尾州方」と記載された報土寺や「尾州スノマタ」満福寺が「美濃惣坊主衆」に組み込まれている点である。どちらも濃尾の国境に位置する寺院で、天文年間には尾張系教団としての活動が目される。また、前章で尾張系に数えた河野門徒も、まるごと美濃側に含められている。

いくつかの尾張系有力寺院が末寺ごと「美濃惣坊主」に組み込まれている一方で、聖徳寺、光明寺などの尾張の有力寺院は末寺数カ所のみが美濃に組み込まれたに留まる。そのほか、三河本証寺末寺、近江本行寺末寺なども「美濃惣坊主衆」として記載されている。これらはおそらく、末寺の活動基盤が美濃国内にあったためであろう。なお、【史料一・二】において他国の寺院の末寺は全く登場しなかったが、それは美濃国内に末寺が存在しなかったためではなく、地域的結集よりも本末関係が優先されていたためである。ところが【史料四】は本末関係ではなく、行政国

境を軸にした結集を示唆しており注目される。一方で、郡上郡に広く展開していたはずの飛驒照蓮寺の末寺はここに記載されておらず、あくまで濃尾の境界線を重視した惣坊主結集であったことが窺える。

また、石山合戦以前からの寺基の移動を念頭に置いた整理であることにも注目する必要がある。伊勢から岐阜に移転した浄土寺、尾張国中島郡舟橋から岐阜に移転した願誓寺、同じく中島郡足近から墨俣に移転した満福寺などが該当する。これらの寺院は長島一向一揆への参加があったと思われる⁹⁰⁾、それゆえ旧来の寺基を失い、新たに美濃へ移転してきたのである。石山合戦終結後には、このようなかつての有力寺院が末寺の影響などを経て、隣国に移転するケースは少なくなかった。とくに濃尾勢は河川を通じて、三國間の往来が盛んであったことから、石山合戦を経て寺院・道場の拠点移動は少なからずあったと考えられる。当然それは、石山合戦以前の地域教団組織に変更を迫る一面も持っている。【史料四】には、石山合戦の戦後処理の要素があったことも見落としてはならない。

次に、非常に近い関係にあると思われる【史料三】との比較を試みたい。【史料四】の前提と思われる【史料三】では、岐阜近辺の寺院は登場せず、前述した満福寺、報土寺の、「ミノ分」「西方分」の末寺のみが掲載される。表記から考えて両寺院の全末寺ではなく、二つの地域教団の境にあたる長良川以西に展開した末寺のみを示したものである。すなわち【史料三】は、天正十二年（一五八四）以前に本願寺が、美濃の末寺調査を行ったさいに、西円寺が西美濃教団の影響地域（主に平野部長良川以西）の末寺数のみを計上し報告した、その控え（あるいは草案）であったと考えられるのである。この段階において長良川以東及び郡上は西円寺にとって管轄外地域だったため、記載されなかったのである。ここには【史料四】が提示される直前段階での在有力寺院の認識が浮き出ており、非常に興味深い。

ところで、【史料三・四】では、他の同時代史料から寺号の確認できる現岐阜市所在の養教寺、善行寺などが記載されていない。⁽⁴⁾なぜ漏れたのかは分からない。他にも、西美濃の記述が充実している一方で、岐阜地域の寺院記載はかなり少なく感じる。また、聖徳寺・光明寺の末寺数も【史料三】の数字をそのまま引用するなど、西美濃の調査と比べ、岐阜近辺の末寺調査は不十分だった可能性が高い。なぜ、西美濃は詳細に明らかにできて、岐阜は不明瞭な要素が多いのか、この点についてただちに答えることは難しい。

【史料四】には十分に明らかにしきれない要素はあるが、その提示する内容は天文年間の地域的結集の在り方や、提示される直前段階まで西円寺が意図していた地域的結集とは明瞭に異なっていたことが指摘できる。また、石山合戦後の戦後処理を踏まえた地域再編政策としての一面を持つことに注意したい。

第四章 「美濃惣坊主衆支配定書」発給の背景

以上のように、【史料四】を通して本願寺は、それまでの在地側の了解と異なる地域教団像を提示したのである。問題はなぜ本願寺がこのような地域再編を志向したのかである。

まずは、この時期の本願寺の動向を簡単に確認しておこう。天正十年（一五八二）六月に信長が滅亡した後、本願寺は羽柴秀吉に接近していく。一方で、石山合戦で最後まで信長に抵抗し、頭如から義絶された教如が、信長の滅亡をきっかけに本願寺に復帰する。天正十年代の本願寺にとって、合戦敗北によって衰えた教団体制の回復は最も重要な課題であった。それを成し遂げるためにも、政治的に安定した立場を獲得すること（具体的には秀吉政権への従属

姿勢を示すこと)、そして合戦により分裂した各地の門徒の再掌握を図ることは当然必要であった。ならば、【史料四】には、これらの課題に解答しうるような要素は含まれているのだろうか。【史料四】において新たな地域的枠組みが模索された背景の一つとして、当時の美濃・尾張両国が抱えていた政治的課題に言及しておかなければならない。

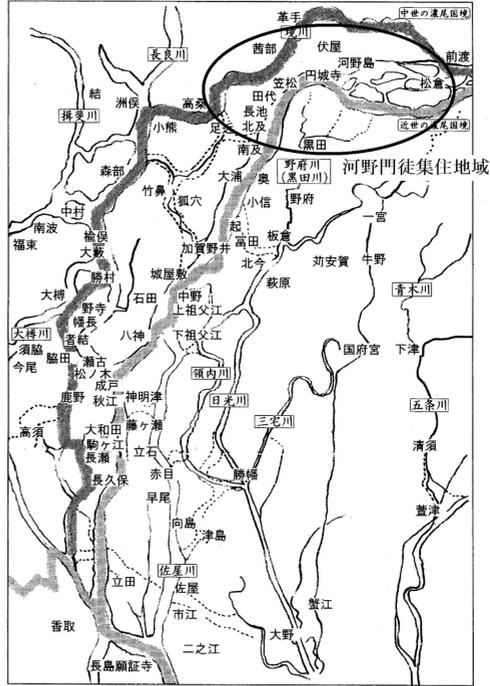
次に、天正十年前後における美濃の状況の確認をしたい。永禄十年（一五六七）以降、美濃は信長の支配下にあつたわけだが、天正四年に長男信忠が、信長の安土城築城をきっかけに美濃・尾張を統括するようになる。本能寺の変の後には清須会議が開かれ、岐阜城以下美濃の十三万石は信長三男信孝が、尾張は二男信雄が支配することになった。信孝は柴田勝家と連携して秀吉と対立したが、天正十一年には敗北する。信孝没後は池田恒興が岐阜城を与えられ、その子元助、輝政へと継承されていく。なお、郡上は遠藤氏・稲葉氏が平野部とは別個に支配しており、平野部とはまた異なる政治状況に置かれていた。

さて、本論で注目したいのは、天正十年に信孝が美濃を支配する際に発生した、濃尾の国境再編問題である。この騒動の結果、尾張国内の一部が美濃国に割譲され、現在の愛知県・岐阜県の県境により近い国境が生じるのである。興味深いのは、この国境再編問題と同時期に、その境界区域に集住する河野門徒に対する本願寺からの書状の宛所にも変化が見られる点である。次の史料から、この問題の概要を確認したい。

【史料五】柴田勝家書状（天正十年九月三日付）

一、尾・濃境目之事、此方へも御兄弟方同事ニ被仰越候、兩國御兄弟様へ相渡上、国切者勿論候、三七郎殿者大河切ニ無之者、下々諸給人・国之百姓以下迄も申事仕出候へハ不可然之条、大川切ニ前々も無事と候へハ、相分候間、東にてハ三郡まで尾張へ相越候へ共、無申事様ニ川切と被仰候、三介殿ハ国切と候て依無御同心、其分ニ

【参考地図：濃尾国境地域】



関係地図（明治24年の地形図に見られる河川流路を実線で、推定される旧河道を破線で表す）
 山本浩樹『織豊期における濃尾国境地域』（『織豊期研究』第10号、2008年）記載の
 地図を参考に筆者が加除修正を加えた。河野門徒集住地域については、青木忠夫「河
 野門徒の基礎的研究」（同著『本願寺教団の展開—戦国から近世へ—』法藏館、2003
 年）を参考とした。

則此方よりも以使者右之通申入候間、従其方も同前ニ被仰候て尤存候事⁽³³⁾

【史料五】は柴田勝家が秀吉に宛てた文書の一部である。これによれば、信孝（三七郎）は東濃の三郡を割譲する代わりに、これまでの国境線（「国切」）を「大河切」に変更するよう信雄（三介）に依頼している。しかし、信雄は従来の国境線である「国切」の維持を望んだため交渉は難航した。信孝が「大河切」を望んだ背景には、「下々諸給人・国之百姓以下」の要望があったことが分かる。すなわち、「大河切」が実生活レベルでの境界となっていたことが述べられている。ここで示される「大河」とは現在の木曾川で、信雄の支持する「国切」とはおおよそ現在の境川

八月十一日付

【史料六】羽柴秀吉書状（天正十年
 第二我等も奉行可参候由、一昨日
 両方へ御返事申入候、（後略）⁽³²⁾
 相互究付而、自両四人以奉行境目
 を相立候へと被仰事候、両三人次

一、尾・濃境目之儀ニ付而如承候、
 三七殿より此方へも被仰越候、以
 来迄被仰事無之様ニ尤存候間、大
 河切可然存事候、左候ハ、一往
 も二往も右之分憑入候て可然候、

(古木曾川)を示す。古くは、天正十四年の大洪水によって木曾川の流路は変わり、現在の木曾川流路ができたと考えられてきた。しかし近年では、洪水以前からすでに現在の木曾川流路には大河が形成されていたことが注目されている。⁽³⁴⁾ 信孝はその「大河」を新たな国境とすることで、在地支配の合理化を図ろうとした。【史料六】は秀吉もまた信孝の方針を支持していることを示す。

この「大河切」は、新たに肥大化してきた「大河」によって尾張国との結びつきが弱まりつつある「大河」右岸の住人を、事実上一体化しつつある美濃国に正式に定着させる目的があったといえる。しかし、境界領域上には旧来の土豪所領が存在しており、容易にそれらを一新することは叶わず、再編が定着するのはそれらの土豪を束ねていた信雄が改易される天正十八年以後とされる。⁽³⁵⁾

この国境再編は信孝没後も秀吉によって進められる。この新たに美濃へ編入されることになる境界地域に多く住んでいたのが河野門徒である。河野門徒とは先に見たように、尾張九門徒と美濃九門徒によって構成され、河野十八門徒とも呼ばれた。天正年間以前には西美濃教団との一体性は見られず、尾張の集団と近い性質だったこともすでに指摘した通りである。しかし、天正後期以降になると本願寺から「ミノ河野十八門徒惣中」⁽³⁶⁾ や「美濃両川野方」⁽³⁷⁾ に宛てた文書が散見されるようになる。つまり、河野十八門徒を美濃系列の門徒集団として認識しはじめていたことの表れである。これは、先の【史料四】で見たような河野門徒を丸ごと美濃惣坊主衆に位置付ける発想と共通する。

こういった表現の現在確認できる最も早期の事例が、「刑部卿法眼頼廉」の花押が記された懇志受取状などである。⁽³⁸⁾ これらの発給時期は頼廉の官途から、天正四年から十四年まで絞り込める。さらに、合戦に関連した文言は確認できないことから、天正九年以降の発給と思われる。これ以上の絞り込みは難しいが、本来濃尾両国に混在していた河野

門徒の宛所表現に、「美濃」を強調しなければならぬ事態が発生したとすれば、国境再編の影響以外ないと筆者は考える。⁽⁴⁰⁾ ゆえに【史料四】の結集示唆もまたこういった地域再編に連動した動きと考えるべきであろう。

しかしそれだけであれば、わざわざ坊主衆を結集させ、序列まで整える必要はない。広く美濃地域全体での惣坊主結集を示唆した理由についても考える必要がある。以下、やや推測に頼る部分が多くなるが、一応の見通しを立てておこう。注目したいのが、近世中期の記録ではあるものの、次の正木御坊の由緒に触れた文書である。正木御坊とは、現在岐阜市に存在する本願寺派黒野別院の前身で、美濃の御坊としては最も古い、天正年中の創立とされる。また、天正十年には御坊を中心とする「寺内」が形成されていた。⁽⁴¹⁾ 御坊とは、本願寺が地域支配の支部として設置する寺院で、住職は基本的に本願寺住持による兼帯だが、実際には本山派遣の輪番や地域の寺院によって護持されることも多くあった。

【史料七】黒野・岐阜両御坊入組につき願書

(前略)

黒野御坊御由緒之儀は、往古正木御坊と申節、美濃国中正木御坊之御触下斗にて御座候御事

一 信長公御墨印

一 東照大権現公 御朱印

右 御両公様御朱印頂戴罷在候

黒野御坊之儀は、古来准如上人様より当国正木御坊馳走二付、御褒美之御書、美濃惣坊主衆中え
惣門徒衆中えと被成下頂戴仕

候上は、一国之人民、他宗之道俗達迄も被致尊敬、何方えも任御招請御供仕候に、慮外仕候もの不承及申候、岐

阜御懸所御建立御成就被成候二付、両触下と分れ申候（後略）⁽⁴²⁾

【史料八】本願寺光昭書状

当国正木坊之儀、各馳走之由尤神妙候、弥無油断心付之段、専用候、就其、法儀無沙汰候而者、永世後悔者不可有際限候、能々覚悟有へき事肝要候也、穴賢く、

八月廿五日

准如（花押）

ミノ

坊主衆中

惣門徒衆中へ⁽⁴³⁾

【史料七】は、宝暦二年（一七五二）に黒野御坊肝煎衆が西本願寺に提出した文書の一部で、御坊の由緒について語っている箇所である。注意したいのが、黒野御坊の前身である正木御坊がかつて美濃一国の触頭的存在だったことを伝えている点である。ここで示される「御褒美之御書」に該当するのが【史料八】である。慶長九年（一六〇四）に正木村・黒野村を中心とする門徒衆が御坊護持を表明した際に、それに応える形で提示された文書だと思われる⁽⁴⁴⁾。「ミノ坊主衆中惣門徒衆中」へと宛てていることから、美濃全体での護持を期待されていたことが分かる。但し、岐阜懸所の成立は実際には慶長七年であり、【史料八】より早い。そのため、【史料八】が直接正木御坊の美濃一國支配の事実を示すものではないことには注意が必要である。

このように、【史料七】には注意すべき点はあるが、岐阜懸所が成立するまで美濃地域で御坊として中心的役割を担っていたと語る点に筆者は注目している。天正・文禄にかけて、正木御坊は現在確認できる美濃国内唯一の御坊で

ある。⁽⁴⁶⁾ よって同時代史料から実際の影響力を窺うことはできないものの、本願寺側が地域統制の中心的寺院となることを正木御坊に期待していたことは十分にあり得る。そこで再度【史料四】に注目したい。【史料四】は後の西本願寺でも中心的な坊官となる頼廉と仲之によって発給される。彼らの構想する美濃教団は、それまでの分散的傾向から一国規模での結集へと修正されたものである。ゆえに【史料四】において広く美濃全体での結集を示唆する方向性の先に、同じく美濃全体での護持が期待される正木御坊の存在があった可能性は十分にあるだろう。

では、なぜ天正年間後期に新たな御坊擁立が図られるのか。石山合戦以前の美濃は、伊勢長島の願証寺の与力地域であった。願証寺は、蓮如五男蓮淳によって創建された寺院で、美濃・尾張・伊勢の三域を統括する立場にあった。天文年間には各地域の守護との交渉や坊主衆への指示を行っていたが、一方で三域の門徒を掌握しきれていないという、願証寺の御坊としての限界も指摘されている。⁽⁴⁷⁾

その願証寺も合戦によって失われたことから、願証寺が露呈した問題を解決しうる御坊が必要となる。こうして、新たに美濃一国に地域を絞った御坊として正木御坊が注目され、正木御坊がその影響力を行使しやすくするため、【史料四】の坊主結集が、その第一段階として提示されるのである。【史料四】が提示される積極的な要因について、筆者はこのように考えたい。ゆえにこの文書には、秀吉の国境再編に追従的姿勢を示すと同時に、美濃の門徒を、御坊を核とする地域教団として再掌握する意図があったと考えられるのである。

むすびにかえて

美濃における地域教団の再編の動きは、石山合戦後の寺院の移動や秀吉による濃尾国境再編を背景としていた。ゆえに、政治勢力との協調を睨んだ新たな教団体制を模索する中で「美濃惣坊主衆支配定書」は提示されたのである。しかし、それは単なる一国単位での坊主の連合体を結成することが主目的だったのではなく、御坊を中核とする教団体制の構築まで視野に入れていた可能性があることを指摘した。

本論では、これまで門徒による地域的な結集の一例として概観されるにとどまった四点の文書について、地域教団の編成という視点から見直してみた。それにより、天正年間後期の本願寺による地域教団への具体的な働きかけの様相を示すことができた。とくにそれまで容認してきた在地教団の形態に本願寺が直接介入した点に関して言えば、在地に対する本山の影響力強化を狙った政策であったといえるだろう。長島願証寺では統括しきれなかった地域を再掌握し、より本願寺の意図が浸透しやすい地域支配体制の構築を目指したと評価できるのではないだろうか。慶長年間以後、本願寺は東西分派もあつてか、各地に次々と御坊を創り始める。その早期の動向としても注目できるだろう。ところで、このような御坊を軸とする教団体制はどの程度達成できたのだろうか。東西分派後の美濃では、数量的に東派が圧倒的に多い。それもあつてか西派では、第四章で少し確認した通り、黒野御坊と新たに門徒の寄進によつて誕生する岐阜御坊が、美濃教団の中心となる。⁽⁴⁸⁾一方東派では、西美濃や岐阜、郡上など地域ごとのまとまりが維持される。なかでも西美濃は西美濃五カ寺による触頭体制が形成されるなど、天正年間以前の地域教団体制の色が強く

残っている。この触頭体制は元禄年間に、本願寺が一族寺院である真徳寺（垂井町）を単独の触頭として取り立てたため解体されたが、残りの四カ寺からの根強い反発があったことは特に注意が必要であろう。⁽⁴⁹⁾ すなわち、西派では御坊を一国の中心とする教団体制が早期に成立したのに対し、東派のとくに西美濃では御坊を軸とする体制に強く抵抗していく。御坊を中核としていく体制の受容は、東西で全く異なる展開を見せるのである。

本願寺が御坊体制を強化させようとするのに対し、それまで地域教団を主導してきた有力寺院が反発するという事例は、天正年間の三河においても確認されている。⁽⁵⁰⁾ 三河では結果的に、在地側（三河三カ寺）を教如が支持したこともあり、大部分の門徒が東派に参入する。美濃の場合も、右の動向との類似点がいくつか見いだせる。東西分派の課題を捉えていくうえで、在地の教団構造の継承・改革は、本願寺門跡との人格的なつながりとは別に、注目すべき要素であるといえる。一言で本願寺末寺といっても、地域によってその動向は大きく異なる。今後も地域ごとの研究は必要だろう。

註

- (1) 神田千里『一向一揆と石山合戦』（吉川弘文館、二〇〇七年）。
- (2) 重松明久『織田政権の成長と長島一揆』（名古屋大学文学部研究論集）Ⅲ、一九五三年。のち『中世真宗思想の研究』（吉川弘文館、一九七三年所収）。金子昭式『濃尾平野に於ける本願寺教団の発展と一向一揆』（『日本歴史』一六一・一六二、一九六一年）。藤本晴信『石山戦争期における美濃一向一揆の展開』（『史海』二五号、一九七八年）。清水進『石山合戦と濃飛の門徒』（『岐阜史学』九七、二〇〇一年）。
- (3) 細川道夫『近世の美濃門徒』（『岐阜工業専門学校紀要』第五号、一九七〇年）、同『近世美濃における本願寺教団の発展』

- 〔国史論集…赤松俊秀教授退官記念〕、赤松俊秀教授退官記念事業会、一九七二年、同「近世美濃における本願寺教団の組織」〔岐阜史学〕第六〇号、一九七二年。
- (4) 金龍静「東海三域の一向衆と長島一揆」〔一向一揆論〕吉川弘文館、二〇〇四年、安藤弥「東海地域における真宗勢力の展開」〔年報中世史研究〕第三八号、二〇一三年。なお、両氏が前提としている小島恵昭「美濃・尾張地域の中世真宗史」〔講座蓮如〕第六卷、平凡社、一九九八年も併せて参照されたい。
- (5) 『角川日本地名大辞典21 岐阜県』（角川書店、一九八〇年）では、県内を中濃・西濃・東濃・飛驒の四つの地域に分類する。なかでも本巢・岐阜・郡上などは中濃に分類されるが、本論では、郡上は岐阜や本巢とは異なる特質を持つ別地域として分類する。また本論で用いる西美濃教団の地域と辞典の説明する西濃地域は完全には合致しない。
- (6) 金龍氏前掲註(4)
- (7) 本願寺史料研究所『増補改訂本願寺史 第一巻』（本願寺出版社、二〇一〇年）。
- (8) 性顕寺文書（『神戸町史』、一九六九年）。
- (9) 林周教『岐阜県真宗史』（美濃文化研究所、一九六〇年）。
- (10) 「西円寺文書」二九（『大垣市史 資料編古代・中世』、二〇一〇年。「正明寺 下」の箇所のみ、史料上に段落のズレが発生しているが、筆者はこのズレに大きな意味があるとは考えていない。そのため、本文引用にあたっては、他の文言同様行を詰めている。本来の字配については『大垣市史』を参照。
- (11) 「西円寺文書」二八（『大垣市史 資料編古代・中世』二〇一〇年）。但し「」内の箇所は西円寺文書では破れており確認できず、筆者がその写しと思われる専勝寺文書（『大垣市史 資料編古代・中世』二〇一〇年）によって補った。注意すべき点として、専勝寺文書では「カワラ 教春」が「イシハシ 教春」となっている。書写過程でのミスと思われるが、一応記載した。また「イケタ 五ヶ所」には序列記載がないが、両文書ともに記載はない。専勝寺にはこの他数点の西円寺文書の写が確認できる。
- (12) 脊古真哉「湖北地域における実如期本願寺教団の展開―称名寺とその門末を中心に―」（同朋大学仏文化研究所『実如判五帖御文の研究』法蔵館、二〇〇〇年）。

- (13) 早島有毅「戦国本願寺における『頭』考―勤仕の性格と問題状況」(初出『真宗研究』第二十六号、真宗連合学会、一九八二年。のち『蓮如大系』第三卷、法蔵館、一九九六年所収)。
- (14) 『天文日記』(『大系真宗史料』法蔵館) 天文二十年九月二日条。
- (15) 『新修大垣市史 史料編』、一九七八年。
- (16) 脊古真哉「郡上安養寺の成立と展開―初期真宗門流から本願寺教団への一例―」(水野柳太郎編『日本古代の史料と制度』岩田書店、二〇〇四年)。
- (17) 金龍静「戦国時代の本願寺内衆下間氏」(『名古屋大学文学部研究論集』史学二四、一九七八年。のち『蓮如大系』第三卷、法蔵館、一九九六年)。これによると、仲之が法印を名乗る最初の事例が、天正十年二月となる。また頼廉がはじめて法眼を名乗るのが、天正四年十一月で、法眼を改め法印と名乗る最初の事例が天正十四年八月とされる。
- (18) 金龍氏前掲註(4)。
- (19) 小島氏前掲註(4)。
- (20) 草野顕之『戦国期本願寺教団史の研究』(法蔵館、二〇〇四年)。
- (21) 拙稿「天文年間における美濃地域本願寺教団の動向」(『歴史の広場―大谷大学日本史の会誌』二十号、二〇一八年)。
- (22) 大垣を中心とする教団を「西美濃教団」と表現した理由については前述の拙稿を参照。なお、近世東本願寺において、岐阜とは別に独立した大垣一帯を支配する触頭を「西美濃触頭」と呼称している。本論で詳細に論じることができないが、筆者の意図する西美濃教団の影響圏と近世「西美濃」の範囲はかなり重複する。ゆえにそのような後年の呼称を念頭に置いている。但し、相違点として、西願寺を中心とする美濃南部を戦国期段階では西美濃に含めるが、近世の「西美濃」には含まれない。西願寺をはじめとする高須輪中一帯は桑名御坊の護持地域となるためである。
- (23) 金龍静「『卅日番衆』考」(『名古屋大学日本史論集』上、吉川弘文館、一九七五年。のち『親鸞大系 歴史編』第八卷、法蔵館、一九八九年)。
- (24) 『天文日記』において、証如が美濃国守護土岐氏との折衝にたびたび西円寺を用いていたことや永禄十二年前後の信長家臣団が「川西惣寺内」の差配を両寺院に任せていることから確認できる(九〇九「西円寺文書」『豊臣秀吉文書集一』吉川弘文館)。

館、二〇一五年)。

(25) なお、当時尾張国海西郡荷上にあった興善寺(名古屋市)がはじめて番衆として登場するのは天文十年八月で、その後も定期的に番衆役を勤めるが、他の尾張の寺院との連動性は見出せない。そのためここでは表から外している。

(26) 河野門徒については、青木忠夫「河野門徒の基礎的研究」(『年報中世史研究』第十三号、中世史研究会、一九八四年。のち同著『本願寺教団の展開―戦国から近世へ―』法蔵館、二〇〇三年所収)を参照。

(27) 卅日番衆だけでなく、齋頭人も河野十八門徒で一単位扱いである。なお、天文年間の担当忌日は十月二日である。

(28) 岐阜地域の末寺展開については、小島氏前掲註(4)を参照。

(29) この長良川を境界と考える理由として、一つは前掲註(2)でも述べたように、近世西美濃触頭の範囲が主に長良川西側までだからである。

(30) 金龍氏前掲註(4)。

(31) 「養教寺文書」三、「善行寺文書」三(『岐阜県史 史料編古代・中世』一、一九六九年)。以下『岐阜県史 史料編古代・中世』からの引用は『岐』と省略する)。

(32) 『愛知県史 資料編十二』、二〇〇四年。四三号文書。

(33) 『愛知県史 資料編十二』、二〇〇四年。二四号文書。

(34) 榎原雅治『中世の東海道をゆく』(中公新書、二〇〇八年)。

(35) 山本浩樹『織豊期における濃尾国境地域』『織豊期研究』第十号、二〇〇八年。

(36) 「河野文書」一一(『岐』一)。「詳定」印、かつ発給者が「刑部卿法眼頼廉」を名乗っているため、天正十年から十四年まで時期と分かる。「詳定」印の特徴については草野氏「本願寺家臣下間氏の性格と構造」(『仏教史学研究』第二五卷第二号、一九八七年。のち前掲註(20)著書)。

(37) 「河野文書」一〇(『岐』一)。なお、「御開山様三百五十年忌」の懇志に対する礼状であるため、発給時期は慶長十九年ごろと分かる。

(38) 前掲註(36)文書、あるいは「ミノ河野十八門徒惣中」に宛てられた本願寺御印書(『河野文書』三一『岐』一)となる。後者

は「明聖」印、かつ発給者が「刑部卿法眼頼廉」のため、前掲文書より若干時期が遡る可能性はある。

(39) 金龍氏前掲註(7)

(40) 近世になると尾張九門徒の半数以上は美濃国所在とされる(細川道夫「河野十八門徒」尾藤正英先生還暦記念会編『日本近世史論叢』吉川弘文館、一九八四年)。

(41) 『岐』一の解題は、天正五年の創建と伝えている。石山合戦の最中であり、にわかには信じがたいものの、正木村・正木御坊にかかわる文書を多く含む「山田文書」(豊臣秀吉文書集一)吉川弘文館、二〇一五年)には天正拾年十二月日付羽柴秀吉・丹羽長秀発給の「正木村寺内」を対象とする禁制がある。「各所御坊由緒記」(龍谷大学図書館 貴重資料画像データベース(021.115-1))の黒野御坊由緒には「信長卿家頼両人之制札尔今有之」と記され、現在山田文書にある秀吉・長秀の禁制も、本来御坊にあったものと思われる。ゆえに、少なくとも天正十年には御坊として正木周辺に寺内を展開させていたといえる。

(42) 「郷文書」一(『岐阜市史 史料編近世二』、一九七三年)。

(43) 「黒野別院文書」一(『岐』一)。

(44) 「山田文書」九(『岐』一)。

(45) 『岐阜市史 通史編近世』(一九八一年)など。

(46) 天正四年発給と伝えられる下間頼龍文書(円覚寺文書一『岐』一)に、専福寺を「御坊」と呼んでいる箇所があるが、この文書の花押を確認すると、天正年間の頼龍花押とは合致せず、慶長のころの発給と思われる。

(47) 金龍氏・安藤氏前掲註(4)。

(48) 『岐阜市史 通史編近世』、一九八一年。

(49) 細川氏前掲註(3)

(50) 青木馨「三河本願寺教団の復興と教如の動向―石山合戦終結をめぐる―」(北西弘先生還暦記念会『中世仏教と真宗』吉川弘文館、一九八五年)。